

西尾市立福地北部小学校

危機管理リーフレット

あなたの“いつも”が“もしも”を支える

出席停止に関する対応

医師が、感染の恐れがあるため、学校へ登校しないようにという指示を出した場合に「出席停止」となります。登校再開時期については、医師の指示に従ってください。



病名	出席停止期間のめやす
新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、症状が軽快してから1日が過ぎるまで
インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が過ぎるまで
百日咳	特有の咳が消失、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日が過ぎるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹がなくなるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状がなくなった後2日が過ぎるまで
感染性胃腸炎	おう吐、下痢が治るまで
その他の感染症	感染のおそれがないと認めるまで

特別警報発表時の対応



- 即座に命を守る行動をとってください。
- 登校前に特別警報が解除されても、学校から登校指示があるまでは登校させないでください。（教職員が通学路の安全を確認し、「すぐーる」でお知らせします）
- 登校後に特別警報が発表された場合、子どもたちの安全を確保する対応を行います。基本的には、安全に下校できると校長が判断するまでは下校させません。引き取りもご遠慮ください。避難状況、下校にかかわる情報については、できる限り「すぐーる」でお知らせします。

台風および水害に対する対応



◆ 登校する前に、暴風（雪）警報が発表されている場合

- 午前6時より前に暴風（雪）警報が解除された場合は、平常授業を行います。
- 午前6時に暴風（雪）警報が発表されている場合は、臨時休校です。
* 暴風（雪）警報が解除されていても、通学路に危険箇所があると各家庭で判断した場合は登校させないでください。その際は、学校へご連絡ください。

◆ 登校後に、暴風（雪）警報が発表された場合

- 風雨の状況で「通学団下校」か「保護者による引き取り」かを校長が判断し、学校から「すぐーる」でお知らせします。

<通学団下校の場合>

* 教職員が引率して下校します。警報が発表されていない場合も、状況により下校する場合があります。

<保護者による引き取りの場合>

* 体育館で引き取りをします。引き取りの時刻、場所等の連絡は、学校から「すぐーる」でお知らせします。

* 引き取りの時刻が大きく遅れる場合は、学校までお知らせください。

* 引き取りに危険が伴う場合は、安全を確認してからお越しくください。

◆ 指定避難所について

家庭にいるときに発災し、避難することになった場合は、西尾市の示す指定避難所をめざしてください。



避難対象地区（町名）	指定避難所
小焼野町、宅野島町、鶺ヶ池町、十郎島町、細池町、川口町、深池町、須脇町	福地北部小学校 福地北部保育園

※西尾市洪水ハザードマップ（令和3年3月）による。

※鎌谷町、鎌谷新町については、浸水被害が想定されていないため掲載していませんが、避難が必要な場合は、昨年度と同じ避難所（福地北部小学校）をめざしてください。

「南海トラフ地震に関連する情報」への対応

◆ 「南海トラフ地震臨時情報（警戒・注意・調査中）」が発表された場合

- 登校前に発表された場合でも、学校は予定されている教育活動を行います。通学路の安全に注意して登校させてください。ただし、通学路に危険が予測される場合は登校させないでください。その際は、学校へご連絡ください。なお、別に市教育委員会や学校から指示が出た場合、その指示にしたがってください。
- 登校後に発表された場合も、予定されている教育活動を継続します。職員が下校指導を行います。なお、別に市教育委員会や学校から指示が出た場合、その指示にしたがってください。

大地震・津波にかかわる対応



◆ 登下校中に大地震が起きた場合

- 門や塀、電柱、自動販売機から離れ、かばんなどで頭を保護し、安全確保行動をとった後、その場に待機するか、自宅、集合場所、学校のいずれか安全に避難できるところへ避難します。
(ご家庭においても話し合ってください。)
- 学校に避難した場合は、保護者の方は、安全が確保できる状態になったら引き取りをお願いします。

◆ 登校後に大地震が起きた場合

福地北部小学校は、避難所に指定されています。保護者の方は、安全が確保できる状態になったら引き取りをお願いします。

◆ 津波にかかわる注意報、警報が発表された場合

- 津波注意報の場合は、平常授業を行います。
- 津波警報は、暴風（雪）警報の対応と同じです。
- 即座に命を守る行動をとってください。
- 午前6時に津波警報が発表・継続されている場合は臨時休校です。
* 津波警報が解除されても、通学路に危険箇所があると各家庭で判断した場合は登校させないでください。その際は、学校へご連絡ください。
- 大津波警報は、特別警報の対応と同じになります。

◆ 指定避難所について

家庭にいるときに発災し、避難することになった場合は、西尾市の示す指定避難所をめざしてください。

